

千葉県要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市立小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する者
- (2) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、国（学校教育法第2条第1項に規定する国をいう。以下同じ。）又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する者

2 この要綱において「保護者」とは、児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める者については、この要綱において「児童生徒」又は「保護者」とみなす。

(資格)

第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒及び本市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学する者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が別に定める基準により認める者

(援助)

第4条 就学援助は、次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において行うものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 新入学児童生徒学用品費等
- (4) 校外活動費
- (5) 通学費
- (6) 修学旅行費
- (7) 医療費
- (8) 給食費
- (9) 制服調整費
- (10) 中学校入学準備金

2 前項第1号から第6号までに掲げる経費に係る就学援助は、児童生徒の保護者で前条各号のいずれかに該当する者に対し行うものとする。ただし、当該児童生徒について生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている場合は、前項第1号から第5号までに掲げる経費に係る就学援助は行わないものとする。

3 第1項第3号に掲げる経費に係る就学援助は、次の各号いずれかに該当する場合は行わないものとする。

(1) 第1項第10号に掲げる経費を受給した場合

(2) 他市町村で第1項第3号と同様の経費に係る就学援助を受給した場合

(3) 千葉市小学校入学準備金に関する要綱第2条第1項の規定による小学校入学準備金を受給した場合

4 第1項第7号に掲げる経費に関する就学援助は、児童生徒のうち第2条第1項第1号に該当する者及び本市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学する者の保護者で前条各号のいずれかに該当するものに対し行うものとする。

5 第1項第8号に掲げる給食費に係る就学援助は、学校給食を受ける児童生徒のうち第2条第1項第1号に該当する者の保護者で前条各号のいずれかに該当するものに対し行うものとする。ただし、当該児童生徒について生活保護法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合は、この限りではない。

6 第1項第9号に掲げる経費に係る就学援助は、児童生徒及び本市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学する者の保護者で、前条各号のいずれかに該当するものに対し行うものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該児童生徒及び本市立特別支援学校の小学部又は中学部に在学する者について、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている場合

(2) 第1項第10号に掲げる経費を受給した場合

7 第1項第10号に掲げる経費に係る就学援助は、児童生徒の保護者で、前条各号のいずれかに該当するものに対し行うものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 当該児童生徒について、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている場合

(2) 他市町村で第1項第10号と同様の経費に係る就学援助を受給した場合

(経費の内容等)

第5条 前条第1項各号に掲げる経費に係る内容、支給要件、支給限度額及び支給額は、表に定めるとおりとする。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする者は、毎年度別に定める期日までに就学援助申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、その子女の在学する学校の長(以下「学校長」

という。)を經由して、教育委員会へ申請しなければならない。

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、第3条第1号及び第2号に規定する資格についての審査を行い、その資格があると認めたときは要保護児童生徒認定通知書(様式第2号の1)又は準要保護児童生徒認定通知書(様式第2号の2)により、その資格がないと認めたときは就学援助申請書の審査結果について(様式第3号)により、学校長を經由して当該申請者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第8条 就学援助の支給は、前条の規定による認定を受けた者(以下「認定保護者」という。)の請求に基づき、行うものとする。

(辞退届)

第9条 認定保護者が就学援助を辞退しようとするときは、辞退届を学校長を經由して教育委員会へ提出しなければならない。

(停止及び取消し)

第10条 教育委員会は、認定保護者が偽りその他不正の手段により就学援助を受けたとき、又は就学援助を必要としなくなったときは、その支給を停止し、又はその認定を取り消すことができる。

(返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定により第7条の認定を取り消した場合において既に就学援助が支給されているときは、当該認定を取り消された保護者からその全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。